

(公印省略)

電推第113号  
土企第207号  
令和4年4月25日

一般社団法人  
大分県建設業協会会長 殿

大分県総務部電子自治体推進室長  
大分県土木建築部土木建築企画課長

道路交通法関係手続の電子申請の積極活用について（依頼）

上記のことについては、本年2月24日付けで大分県警察本部長から、警察本部及び警察署の窓口における受付時間変更の試行運用に合わせて、別紙のとおり貴職に依頼があったところですが、電子申請の利用は、貴協会会員事業者の業務軽減に繋がることから、積極的な周知していただくようお願いいたします。

記

電子申請の概要

- 1 利用システム  
警察行政手続サイト
- 2 対象手続  
安全運転管理者等関係、道路使用許可関係など
- 3 電子申請のメリット  
申請書類の印刷、窓口への持参・郵送が不要となり、業務効率の向上に繋がる

※詳細は、別添のパンフレットを参照してください。

令和4年2月24日

一般社団法人  
大分県建設業協会会長 様

警察本部長

各種申請・届出等の窓口業務における受付時間変更の試行運用について（案内）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、警察業務各般にわたり、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、この度、大分県警察では、申請・届出等に関する事務処理時間の確保による適正な審査業務の推進及び時間外勤務を前提とした勤務形態の見直しによる職員の働き方改革の推進を図るため、警察本部及び警察署における道路交通法関係業務等の一部の窓口業務の受付時間を下記のとおり変更し、試行運用を行うこととしました。

つきましては、本試行運用に御理解と御協力をいただきますとともに、貴協会会員の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- 1 試行運用開始日  
令和4年4月1日
- 2 受付時間  
平日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）
- 3 試行運用対象業務
  - (1) 生活安全関係業務  
風俗営業等関係、古物営業関係、火薬類関係、質屋営業関係、銃砲刀剣類関係、警備業関係、インターネット異性紹介事業関係、探偵業関係
  - (2) 交通関係業務  
緊急自動車関係、安全運転管理者等関係、自動車運転代行業関係、通行禁止除外指定車標章関係、駐車禁止除外指定車標章関係、通行禁止道路通行許可関係、駐車禁止場所駐車許可関係、高齢運転者等標章関係、制限外積載等許可関係、道路使用許可関係、自動車保管場所関係、緊急通行車両等事前届出関係
- 4 備考  
本試行運用に関するチラシを参考送付します。  
なお、県民の皆様には、本年3月以降、報道機関への広報のほか、県警ホームページ、Twitter 等への掲載、広報用チラシの掲示等により周知を図る予定としています。

#### 担当

- ・試行運用全般  
警察本部警務部警務課企画係  
TEL097-536-2131（内線 2692、2693）
- ・試行業務内容  
警察本部交通部交通規制課規制総務係  
TEL097-536-2131（内線 5183）

# 大分県警察からのお知らせ

令和4年4月1日から

## 窓口業務の受付時間が変更されます。

申請等に関する事務処理時間を確保し、迅速・適正な審査を推進することなどを目的としています。御理解と御協力をお願いします。

### [変更後の受付時間]

9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

(※休日を除く。)

### ～受付時間変更対象業務～

#### <生活安全関係>

- 風俗営業等関係
- 古物営業関係
- 火薬類関係
- 質屋営業関係
- 銃砲刀剣類関係
- 警備業関係
- インターネット異性紹介事業関係
- 探偵業関係

#### <交通関係>

- 緊急自動車関係
- 安全運転管理者等関係
- 自動車運転代行業関係
- 通行禁止除外指定車標章関係
- 駐車禁止除外指定車標章関係
- 通行禁止道路通行許可関係
- 駐車禁止場所駐車許可関係
- 高齢運転者等標章関係
- 制限外積載等許可関係
- 道路使用許可関係
- 自動車保管場所関係
- 緊急通行車両等事前届出関係

# 「警察行政手続サイト」の運用が開始されました。

「警察行政手続サイト」なら、**オンラインでの申請・届出**ができます。



## 対象業務

### 【警備業法関係】

- 1 廃止の届出 (警備業法第10条第1項)
- 2 服装の届出 (警備業法第16条第2項)
- 3 服装の変更の届出 (警備業法第16条第3項)
- 4 護身用具の届出 (警備業法第17条第2項)
- 5 護身用具の変更の届出 (警備業法第17条第2項)

### 【道路交通法関係】

- 6 安全運転管理者の選任の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 7 副安全運転管理者の選任の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 8 安全運転管理者の解任の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 9 副安全運転管理者の解任の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 10 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 11 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出 (道路交通法第74条の3第5項)
- 12 道路使用許可の申請 (道路交通法第78条第1項) ※
- 13 道路使用許可の変更の届出 (道路交通法第78条第4項) ※
- 14 道路使用許可の再交付の申請 (道路交通法第78条第5項)
- 15 通行禁止道路通行許可の申請 (道路交通法施行規則第5条第1項) ※
- 16 駐車許可の申請 (道路交通法第45条第1項及び第49条の5) ※
- 17 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請 (道路交通法施行規則第8条第1項) ※

### 【災害対策基本法等関係】

- 18 緊急通行車両等及び規制除外車両の事前届出  
(災害対策基本法施行令第33条第1項の規定等に関する交通局長通達)

### 【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係】

- 19 責任者の選任の届出  
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項)

### 【重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律】

- 20 小型無人機等の飛行に関する通報  
(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項)

※印のついた手続については、基本的には定型的・反復継続して行うものを受け付けます。

QRコードから行政手続サイトの申請ページ  
を御覧いただけます。

